

浅間ゼロカーボンコンソーシアム 規約

(名称)

第1条 本会は「浅間ゼロカーボンコンソーシアム」と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員の自主的な課題設定及び議論を旨とし、会員相互の知見共有や協働により、2050年までにCO₂排出量実質ゼロ（ゼロカーボン）の達成につなげていくことを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、会員同士の協働により、次の取組みを行う。

- (1) エネルギー需要と再生可能エネルギー供給の需給マッチングプラットフォームを構築する取組み
- (2) ゼロカーボンに向けた各種事業への取組み
- (3) 事業の継続性（経済的メリット）を確保する仕組みづくりの検討・実施
- (4) その他ゼロカーボンの達成に資する事業

(会員)

第4条 本会は、第2条の目的に賛同する事業者、団体、教育機関、研究機関、金融機関、行政機関等（以下「事業者等」という。）の会員により構成する。ただし、反社会的な活動を行う事業者等は会員となることはできない。

- 2 本会に入会しようとするものは、別に定める入会申込書を会長に提出するものとする。
- 3 本会を退会しようとする会員は、別に定める退会申出書を会長に提出するものとする。なお、会員である事業者等が解散したときは、退会したものとみなす。
- 4 本会の会費は、無償とする。
- 5 会員が本規約に違反したとき、会員が本会の名誉を毀損する行為を行ったとき、その他会員を除名すべき正当な事由があるときは、総会の議決により、当該会員を除名することができる。

(役員)

第5条 本会に役員として、会長1人及び副会長若干人を置き、会員が互選する。

- 2 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の場合にはその会務を代行する。
- 4 役員任期は、原則として就任年度の翌々年度の総会までとする。ただし、再任することができる。
- 5 任期途中で退任した役員の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

6 役員は、無報酬とする。

(総会)

第6条 本会の最高機関として、総会を置く。

- 2 本会の総会は、会員をもって構成する。
- 3 総会は、原則として年1回開催する。
- 4 総会は、会長が招集し、議長となる。
- 5 総会は、役員の選任、事業報告及び事業計画その他の本会の基本的事項について審議し、決定する。
- 6 総会は、会員の過半数が出席（オンラインによる出席を含む。）しなければ、会議を開くことができない。ただし、出席することができない会員から、あらかじめその権限を会長に委任する旨の届出があったときは、当該会員は会議に出席したものとみなすことができる。
- 7 総会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営委員会)

第7条 本会に執行機関として運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、役員及び当該役員から指名された会員（以下「運営委員等」という。）により構成する。
- 3 運営委員会に委員長を置き、会長がこれに当たる。
- 4 運営委員会は、本会の事業計画案の策定、次条に規定するワーキンググループの設置その他の本会の運営に関する重要事項を審議し、決定する。
- 5 第5条第4項から第6項まで並びに前条第4項、第6項及び第7項の規定は、運営委員及び運営委員会について準用する。
- 6 委員長は、必要があると認めるときは、運営委員等以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第8条 運営委員会は、必要に応じてワーキンググループを設置することができる。

- 2 ワーキンググループに属すべき運営委員等及び会員は、委員長が指名する。
- 3 ワーキンググループに座長を置き、委員長が指名する者がこれに当たる。
- 4 第6条第4項、第6項及び第7項並びに前条第6項の規定は、ワーキンググループについて準用する。

(オブザーバー)

第9条 本会にオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、第2条の目的を達成するために助言及び支援を行うものとする。

(事務局)

第10条 本会の事務局は、軽井沢町 環境課 環境政策係に設置する。

(秘密情報)

第11条 本会において知り得た相手方の業務上の秘密を本会の目的以外に使用せず、第三者に漏らさないことを約すること。なお、退会以降も本条は有効とする。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規約は、令和7年6月23日から施行する。

2 本会は、最初の総会をもって設立する。

3 前項の総会までは、本会の設立発起人が暫定的に運営委員等（以下「暫定運営委員等」という。）を務める。

4 第4条第2項の規定にかかわらず、暫定運営委員等及び当該暫定運営委員等に対し本会に入会する旨を申し出たものは、附則第2項の総会をもって設立の日から会員となる。